NO.418
2020.7.15
ローカルパーティ情報紙
神奈川ネット
1991年1月22日第三種郵便物認可毎月1回15日定期発行
神奈川ネットワーク運動
〒231-0006
横浜市中区南仲通4-40南山ビル2F
TEL:045-651-2011
FAX:045-651-2081
定価／1部100円（毎月発行）
URL https://kanagawanet.org/

コロナ禍～生活基盤は住まいから

山崎さゆき（大和市民会議/市議）

コロナ禍を受けて、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の要件が緩和されました。離職や失業に加えて、65歳以上の人や休業等により収入が減少した人も対象になりました。国の新型コロナ対策第一次、第二次補正を受けて、各自治体でも住宅確保給付金の予算を増額しています。

要件緩和で急増

神奈川ネットでは、今回、各市町の給付状況を調査しました。5月だけで100人以上の申請数を超える市が軒並み出ています。本来は丁寧に相談に乗る事業ですが、今回は自立支援プランを立てずに給付することも可能とされ、郵送での受付や、窓口の人員増員など対応を急いでいます。コロナ禍は、多くの人に家賃の支払いも困難にさせるほどの打撃を与えていることがわかります。加えて、外国籍の市民も例外ではなく、日本語が充分に話せない人にとっては、制度の周知と受給までの寄り添い支援が必要です。通訳や翻訳機だけでは足りない現状が見えてきました。複合的な支援が必要なケースも見られ、専門性をもったケースワーカーと連携できる体制を整えていかなければなりません。

今回の要件緩和によって、多くの人が申請可能になりましたが、これまで住んできた住居を失わないための制度でありながら、給付額は生活保護の住宅扶助相当であり、多くの場合、家賃との乖離があります。引っ越しなどを検討してもその費用すら捻出できない。持ち家の住宅ローンなど、まだまだ課題は残ります。

公営住宅でも、コロナ禍で住居の確保が困難になった人に一時提供を行っています。県営住宅で60戸、市町営で98戸が用意されています。しかし、立地が悪かったり、古いなどの理由から、利用は県営住宅は18件、市町営で10件に留まっています。更なる周知や拡充が求められます。さらに、住居確保給付金は短期的な対応としては必要ですが、まだまだ先の見通しが不透明で、長期化することも考えられます。住居確保給付金制度の収入要件や資産要件の緩和、支給期間の延長なども検討が必要と考えます。また、家賃だけではなく、食費や光熱費など、必要最低限の生活費も必要です。社会福祉協議会の生活福祉資金などとも合わせた支援が必要です。

生活基盤を支える

3・4月に増えた生活保護申請数も、5月は一旦落ち着きを見せています。しかし、一部の飲食業を除き、売上げが戻っていないところも多く、総務省統計局の6月末公表数値では、完全失業者数は198万人、前年同月に比べ33万人の増加で、4ヶ月連続の増加になっています。7月に入り、新型コロナ感染者数も連日増加していることから、生活に困窮する人の増加が予測されます。生活保護申請の窓口で申請を拒む等の事例が増えているとの声もあり、適切な対応が求められます。市民の生活の基礎が崩れることのないよう、いまこそ生活弱者への支援を充実させるときです。今後の推移を注視しながら、生活基盤を支えるための提案をしていきます。

各自治体の生活保護と住居確保に関する調査

	世帯数	5月生活保護決定数		生活困窮者自立支援法 住居確保給付金		
	2020.6.1 現在	決定数（件）	昨年同月比（%）	5月申請数	決定数（件）	昨年同月比（%）
横浜市	1,730,110	793	98.9	1,488	713	4194.1
川崎市	750,256	268	97.5	916	258	2345
相模原市	330,646	120	98.4	302	207	5175
横須賀市	167,438	38	101.5	159	68	3300
平塚市	113,135	42	102.1	102	25	—
鎌倉市	75,477	9	96.2	113	113	—
藤沢市	192,852	68	102.4	151	151	—
逗子市	24,802	若干人	95.9	27	27	1350
二宮町	11,500	3	60.0	78	22	—
厚木市	101,102	27	97.9	100	95	—
大和市	110,269	23	98.9	150	103	—
伊勢原市	46,114	17	100.0	29	29	—
海老名市	58,540	15	95.6	41	30	2900
座間市	59,824	23	97.5	53	53	2650
綾瀬市	35,361	7	95.0	20	21	2100

神奈川ネット調査

視点

リスクが懸念される5G導入

政策部長
保坂　れい子
（ネット鎌倉／市議）

2019年4月、総務省は次の世代の移動通信システムとされる5Gの周波数を大手携帯電話事業者に割り当て、2020年3月下旬からは一部の地域で商用サービスが開始されました。

5Gの特徴は、超高速・超低遅延・多数同時接続。産業用ロボットや交通システムの制御など、産業や社会インフラの幅広い分野での利用が想定され、解像度の高い監視カメラの一元管理も可能になります。

4Gまでの高周波電波にも電磁波過敏症やガンの発症などの健康被害のリスクはありましたが、5Gの導入によりリスクはさらに増大すると見られます。

◎　◎

5Gの周波数帯の幅は極めて広く、また、かつてない高周波数帯です。帯域幅の広さは電波を沢山使うことを意味し、周波数が高いほどエネルギーが強いため高速大容量の情報通信が可能になりますが、生体への影響も強くなります。そして、周波数が高いほど届く距離が短くなるため、5Gではスモールセルと呼ばれる中継基地局が100mまたはもっと短い間隔の高密度で設置されます。さらに当面の間は3Gや4Gの基地局も併用されるので、生活環境中で浴びる電波の強さは、従来と比べ2～3桁増えると予想されます。

◎　◎

総務省は6月16日、5G基地局の全国展開を前倒し、2023年度末の整備数を21万局以上にする計画を発表しました。スモールセルは、街灯や電柱、屋根付きバス停、マンホールの内部などに取り付けられるため、知らないうちに強い電波を発する基地局が身近に設置される恐れがあります。オリンピック開催に向けて5G整備に熱心な東京都は、都が保有する建物や施設をデータベース化して携帯電話事業者に示し、基地局の設置を促しています。

海外では、5Gの電波の安全性が確認されるまで導入を中止する動きも出てきています。特定の産業や危険な場所での作業などで有効活用される可能性は否定しませんが、一般の人の通信やデータ利用では5Gである必要はありません。あらゆる分野において、どこまでオンラインにするのか、自問し、整理する岐路に私たちは立っています。

お知らせ 市民の生活・活動 法律相談 を行っています
◎相談日時：毎月第３水曜日　13:00～15:00 相談時間約30分　◎料金：無料
◎問い合わせ先：神奈川ネット事務局　TEL：045-651-2011